

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第165回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年2月20日（金）10時00分～11時32分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

森 亮二（部会長代理）、相田 仁、武田 史子、浅川 秀之、田平 恵、
林 秀弥、矢入 郁子

（以上8名）

（2）総務省

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（電気通信事業部長）、
飯倉 主税（総合通信基盤局総務課長）、
井上 淳（事業政策課長）、岸 洋佑（事業政策課調査官）、
仲田 陽子（事業政策課統括補佐）、小杉 裕二（事業政策課課長補佐）
飯嶋 威夫（料金サービス課長）、小川 裕一郎（料金サービス課課長補佐）、
八代 将成（番号企画室長）、齊藤 浩之（番号企画室課長補佐）

（3）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第3 議題

（1）答申事項

電気通信番号規則の一部改正等について【諮問第3205号】

（2）諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の
導入等に伴う規定の整備）【諮問第3208号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（公正競争の確保等に関する
規定の整備）【諮問第3209号】

- ウ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）【諮問第 3210 号】
- エ NTT 東日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（土地料金・建物料金等の令和 8 年度料金の改定及び過年度料金の再算定）について【諮問第 3211 号】

開 会

○森部会長代理 ありがとうございます。皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第165回を開催いたします。本日は藤井部会長が御欠席のため、私が議事を進めさせていただきます。不慣れなため、うまくいかないこともあるかと思えますけれども、その際は何とぞ御容赦をいただければと思います。

本日、ウェブ審議を開催しております。委員9名中7名が出席されていますので、定足数を満たしています。ウェブ審議ですので、皆様、御発言の際は、マイク、カメラをオンにしてお名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従って、議事を進めてまいります。本日の議題は答申事項1件、諮問事項4件となっております。

議 題

(1) 答申事項

電気通信番号規制の一部改正等について【諮問第3205号】

○森部会長代理 初めに、諮問第3205号「電気通信番号規則の一部改正等について」について、審議いたします。

本件は、昨年12月9日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、総務省において12月10日水曜日から明けて1月13日火曜日までの間、意見募集を実施いたしました。その結果を踏まえて、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。委員会での検討結果については、電気通信番号委員会の相田主査及び委員会事務局より御報告をいただきます。

それでは、相田主査、よろしく願いいたします。

○相田電気通信番号委員会主査 電気通信番号委員会主査を務めております相田でございます。

諮問第3205号、電気通信番号規則の一部改正等について、資料165—1により、電気通信番号委員会における調査・検討の結果を御報告させていただきます。

本件は、電話番号の犯罪利用対策に係る令和7年5月の電気通信事業法改正を踏まえ、改正

後の電気通信事業法の施行に向けた規定の整備等のため、電気通信番号規則の一部改正を行うものです。

本件に関しましては、森部会長代理から御説明いただきましたとおり、12月10日から1月13日までの間、総務省において意見募集が行われ、法人から3件、個人から5件の意見の提出がございました。これらの意見を踏まえ、1月29日に電気通信番号委員会を開催し、本件について調査・検討を行いました。その結果、資料165の1ページ目の報告書のとおり、電気通信番号規則の一部改正等については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方につきましては、報告書の別添として2ページ目以降にまとめてございます。その具体的な内容につきましては総務省より御説明いただけるので、よろしくお願いいたします。

○齊藤番号企画室課長補佐 総務省番号企画室の齊藤でございます。

それでは、別添の電気通信番号規則の一部改正等に対する意見及びその考え方について御説明させていただきたいと思っております。

今御覧いただいておりますとおり、意見につきましては合計8件ございまして、個人の方から5件、事業者の方から3件という形で意見提出がなされてございます。

続いて、次のページでございます。ここから電気通信番号規則等の一部改正についてということで、各意見についてそれぞれ総論、犯罪利用対策に係るもの、その他のものということでカテゴリーを分けて御説明させていただきたいと思っております。表の見方としては、左側から事業者、個人の方からの御意見、中頃に考え方、右側端にはそれを踏まえた省令改正案についての修正の有無を記載させていただいております。

1つ目でございます。意見の1については、個人の方から制度の改正につきましては御賛同の意見も承っておりますので、賛同の意見として承るとし、修正の有無はなしとしてございます。

意見の2でございます。こちら個人の方から、制度改正については賛成としつつも、制度の運用については実運用を担う企業が負担を受けないように総務省において運用を強化することを求めるという旨、御意見をいただきました。この点につきましては、賛同の御意見として承るとともに、運用に関する御意見は参考とさせていただくとしてございます。修正の有無はなしとしてございます。

続けて、意見の3でございます。こちらは、犯罪利用対策に関するものにつきましてソフトバンクからの御意見でございます。制度の見直しにつきましては趣旨に賛同して前向きに対応していくということ。また、番号制度上おけるみなし認定事業者については犯罪抑制の実効性

の観点から継続的な検証が必要であるということ、また、本施策において犯罪抑制効果が十分に得られない場合については、正当な事業者の負担のみが累積するおそれがあるということから、適正な事業運営を行う事業者の過度な負担とならないよう配慮しつつ、必要に応じた見直し検討を要望する旨をいただいております。この点、1点目については賛同の御意見として承るとともに、みなし認定事業者に関しましてはその制度の趣旨に鑑みまして、こうした番号を使用するための手続を迅速化するという制度の観点から現時点においては見直し等については想定をおりませんが、みなし認定事業者であっても事業法に基づく義務内容につきましては変わりがなく、電気通信番号の不正な利用が認められた場合には厳格に対処することが適当であるとしてございます。最後の事業者の負担等に関するところにつきましては、過度な負担とならないよう配慮しつつ、改正法の施行状況等を踏まえまして、バランスを踏まえて見直しの検討を行うことが適当である旨を記載し、修正の有無はなしとしてございます。

続けて中頃、(2)でございます。犯罪利用対策に関する改正の柱のうち、電気通信番号使用計画の認定基準の追加に伴う規定の整備ということで、総務省が審査する際の規定を整備するところについての御意見でございます。

個人の方からは意見の4でございますけれども、電話契約に住民票の提出を求めるのは、海外旅行者等が日本で電話契約をするのを妨げるのではないかというような御意見をいただいておりますが、ここは事実誤認でございまして、本改正についてはあくまで電気通信事業者に対してこの番号使用計画の認定申請の際の添付の一つとしてこうした住民票の提出を求めるというものでございますので、電話契約を行う一般消費者に対して住民票を求めるものではないということで考え方を示して、修正の有無はなしとさせていただきます。

次のページはNTTドコモからの御意見でございます。改正の方向性については賛同するとともに、細かな運用のところですが、添付書類として示されている住民票については記載内容が最新であれば、取得時期を問わない運用にしてほしいという御意見をいただきました。

こちらの考え方につきましては、賛同の御意見として承るとともに、添付書類として示される住民票につきましては、この制度の趣旨に鑑みますと、役員等の本籍の記載などを踏まえて詐欺罪等での処罰歴の確認などを総務省側のほうで行うということが制度の趣旨でございますので、その意味でも記載内容が最新のものであれば足りるといたしまして、実務上画一的な有効期限の期限というものを設けることは不要と考える旨を記載し、修正の有無はなしとしてございます。

意見の6については個人の方からでございます。こちら第6条第3項1号につきまして、預金等に係る不正契約の取締に関する法律を引用する必要があるのかという御指摘とともに、これでは消費者金融ですとかクレジットカード会社が含まれないと解されるおそれがあるので

はないかという指摘をいただいております。

この点については、結論としては読める形になってございますので、修正の有無はなしとしてございます。本規定においては、公官職ですとか金融機関の従事者になりすます行為を例示として挙げつつ、それ以外の欺罔行為をその他不正の方向という形でしっかり包括的に規定をしておりますということ。また、金融機関を定義するための一例として、最も一般的な銀行員をかたる事案ということで明確化してございますけれども、指摘のありました消費者金融ですとかクレジットカード会社の従業者になりすまして行う行為については、「その他不正の方向」に該当して、また、搾取の対象についても「預貯金の引出用のカード、それらに類するもの」と規定をしていることから、これにも該当するということが解釈のほうを示させていただいております。

続きまして、下側6ページ目の(3)でございます。こちら、KDDIから、同じく犯罪利用対策のうち卸電気通信業務を提供する際の事業者間の確認義務に係る規定の整備につきまして意見をいただいております。確認義務を履行した結果、役務提供を拒否する、または提供番号数の制限を行うということが電気通信事業法第121条の提供義務への違反に該当しないという理解でよいかということで御意見をいただきました。

この点につきましては、改正後の事業法の規定に基づきまして、卸先事業者の確認を行った上で、その卸先事業者が要件に該当しないことを理由に役務の提供を拒否または制限することは、御指摘のありました同法第121条への違反には該当しないと考える旨を明確化し、修正の有無はなしとしてございます。

(4) その他、意見の8でございます。犯罪利用対策とはまた別の規定のところでございます。電気通信番号使用計画の様式の中で、クラウド事業者等の設備の多様化を踏まえて、電気通信設備の設置場所を市区町村単位で記載することを、規制を緩和するような形での記載をしたところにつきましては賛同の御意見をいただいております。これにつきましては賛同として受け止めて、修正の有無はなしとしてございます。

意見の9は個人の方からでございます。省令案を支持するとともに番号の枯渇対策として固定や携帯の番号区別を廃して、改革をするべきではないかというところをいただいております。賛同の意見として承るとともに、番号の枯渇対策につきましては、固定電話番号は、番号の指定事業者に義務を課して、地理的識別性ですとか社会的信頼性を担保するというのが現行の番号制度でございますので、こうした点が重要である旨を記載し、修正の有無はなしとしてございます。

続いて下側の8ページでございます。こちらは電気通信番号計画の一部改正につきましてKDDIから御意見をいただいております。現行、衛星ダイレクト通信などは、音声のSIM

では利用可能となっているところにつきまして、今般、データ専用のSIMについても、IoT端末などの普及のために規制を緩和して利活用を促進するという改正を行うものでございました。この点につきまして、KDDIからは賛同の御意見をいただいておりますので、こちら、賛同の御意見として承り、修正の有無はなしとさせていただきます。

8者からの御意見につきまして、御説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○森部会長代理 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。よろしくお願いいたします。

私からちょっと形式的なことをお尋ねするのですが、先ほどの添付書類の住民票のところですが、あれは内容が最新のものとして提出されていれば、かなり前のものであってもいいということですね。

○齊藤番号企画室課長補佐 事務局でございます。

おっしゃるとおりでございます。内容が最新のものであって、私どもの審査において十分足りるというものであれば、そこは問題ないと考えてございます。

○森部会長代理 分かりました。ありがとうございました。

特に御意見、御質問はございませんでしょうか。大丈夫ですね。御意見等ございませんようでしたら、諮問第3205号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、案のとおり答申することといたします。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）【諮問第3208号】

○森部会長代理 続きまして、諮問事項に移ります。

初めに、諮問第3208号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）」について、総務省から御説明をお願いします。

○岸事業政策課調査官 総務省事業政策課、岸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料165—2に基づきまして、ただいま御紹介がありました基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備に関する御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年5月に成立いたしました電気通信事業法とNTT法の改正、こ

れの施行に伴って整備をするものでございます。この後、御説明がありますイとウと今回のこのアを合わせて、全て法改正の施行に伴うものでございますが、このアにつきましてはそのうち基礎的電気通信役務、いわゆるユニバーサルサービスに係る規定の整備に限って説明をさせていただきます。

それでは、概要資料に基づきまして御説明をいたします。1 ページ目を御覧いただければと思います。今回、ユニバーサルサービスにつきましては、NTT東西に課せられておりました電話のあまねく提供責務、こちらを見直しいたしまして、複数の電気通信事業者によって電話とブロードバンドの提供の求めを全てカバーする最終保障提供責務という概念に切り替えるという制度改正を行ってございます。

これに伴いまして、最終保障提供責務が発生するかどうか、つまり、提供の求めに対してどの電気通信事業者が提供するのかわからないのか、しないとすると、最終保障提供責務として履行する、こういう立てつけでございますけれども、誰がやるのかやらないのかというのを確認するためのベースとなる基礎的電気通信役務台帳というのを先んじて整備することとしております。それに関するものが1 ページにまとめてございます。

まず、①でございます。第一号基礎的電気通信役務、いわゆる電話のサービスですけれども、このグルーピングをどうするかということを決める必要がございます。こちらは諮問事項となります。基礎的電気通信役務台帳の区分として定める第一号基礎的電気通信役務の種別は以下の3種別としたいと考えてございます。

①加入電話、光回線電話及びワイヤレス固定電話を合わせた電気通信役務、いわゆる固定電話といわれるものを一つのグループとして捉えるということにしたいと考えております。それから、②第一種公衆電話、これで一つのグループ。③災害時用公衆電話、これで一つのグループ。こういうグルーピングで台帳を整備していくという整理にしたいと考えてございます。

それから②でございます。基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる地域単位区域。どのエリア単位でこの台帳を作るかということを決めていく必要がございます。こちらにも諮問事項でございます。提供の求めに伴って役務提供確認義務が生じる電気通信事業者の負担、それから提供エリアの変更に伴って変更登録や届出義務が生じる電気通信事業者の負担、このトレードオフの関係にございます。このバランスに鑑みて以下のとおりとしたいと考えてございます。まず、固定電話、それからブロードバンド、これの地域単位区域は市区町村単位としたいと考えてございます。一方、公衆電話と災害時用公衆電話、このグループに関する地域単位区域については都道府県単位としたいと考えてございます。

それから③、基礎的電気通信役務台帳の記載事項につきましてでございます。台帳の記載事項については、法律上、次の①から④のものが法定されてございます。すなわち、この地域単

位区域、例えば、固定電話やブロードバンドについては市区町村を念頭に置いていただければと思いますが、市区町村の中に、その市区町村をサービスエリアとしている電気通信事業者の氏名、名称、住所、それから役務提供確認を受けるための電話番号その他の連絡先、それから仮にその市区町村単位で業務区域でなくなるような場合については、そのなくなる日を記載するというようにしてございます。それから、減少はしないんですけども、休止・廃止のような場合にはその休止・廃止の日を書くと。ここまでが法定されてございまして、このほか必要な事項が省令に委任されてございます。それが2つ目のポツですけども、これらに加えまして、休廃止に関しては情報を充実させるという観点から、⑤新規契約受付の停止の日、それから⑥休止する場合は休止する期間、それから⑦休止後の再開時期、これを記載することとしたいと考えてございます。

ただし、現行の利用者保護の規律におきまして、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものと規定されている事項、それから先ほど申し上げた休廃止の範囲がこの台帳の単位であります市区町村に満たないものにつきましては、この記載事項には含めないということにしたいと考えてございます。これも利用者保護及び事業者の負担、このバランスを鑑みての制度設計という考え方でございます。この利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものについては、後ほど別のところでも御説明しますので、このページでは割愛いたします。

それから2ページ目を御覧いただければと思います。台帳の話は以上でございまして、次は利用者保護のためのルール整備でございます。そのうちの一つがこのユニバーサルサービスの休廃止に伴っての利用者の方々への周知、それから総務大臣への届出、この義務に関する規定の整備を行いたいと考えてございます。業務の休廃止の類型は、法律上この①から③までの類型がカテゴリーとして置かれております。こういう事象が生じる場合には、利用者への周知、それから総務大臣への届出というのを義務づけるという法律になってございまして、その具体的なありようというのを省令で定めることとしてございます。

中身につきましては3ページ目にございますので、3ページ目で御説明をさせていただきます。ユニバーサルサービスの休廃止に関する周知及び届出義務の期限、それから周知・届出義務が課されない例外的な範囲というのを定めることとしてございまして、こちら、諮問事項としてございます。

1つ目のポツでございしますが、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者については、電気通信役務一般と同様に、その空白期間に係る利用者にとっての不測の事態を回避し、利用者の利益を可能な限り保護するため、その業務の全部もしくは一部の休廃止を行う場合には、その前日から起算して1年前の日までに周知することを義務づけるとともに、その周知開始日の前日から起算して30日前までに総務大臣に届け出なければならないというふうに定めたい

と考えてございます。

ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして1年以上前に周知・届出、これを法律上要しないとする類型については以下のとおりとしたいと考えてございます。この枠組みの中でございますが、役務の性質上、利用者利益への影響が比較的少ない類型については、電気通信役務一般のものと同様に、以下の①から③を周知・届出義務の例外としたいと思っております。

①、利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、その契約を締結することとなる電気通信役務。ユニバーサルサービスで言えば、典型的には公衆電話のようなものが該当いたします。例えば、クレジットカードで決済をして利用する電話サービスとか、そういったものも電気通信業務一般では①に該当する類型というふうにガイドラインでは例示をしております。

それから②、電気通信事業自体が合併などによって承継されて、承継された先で引き続き営むこととなるもの。これは形式的には休止・廃止になるわけですが、利用者から見ればサービスは継続されておりますので、周知・届出義務を不要とするという扱いにしてございます。

それから③、その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるような電気通信役務。例えば、チャットサービスであったとしても、オンラインゲームに付随しているようなチャットサービスをやめるとか、そういった場合にはそのためだけに周知・届出を義務づけるということはない。例えば、こういう類型を③では想定をしてガイドラインにも記載をしております。

こういったものについては周知・届出義務を課さないこととしておりまして、その結果、前のページで申し上げた届出が出てまいりませんので、台帳への記載も要しない類型というふうに台帳制度のほうでも受けているということになります。

加えまして、事業者負担とユニバーサルサービスの利用者保護の両立を図るとともに、先ほど御説明した台帳制度との整合性を図る観点から、地域単位区域未満の休廃止については1年以上前の周知・届出の義務、これを不要といたします。ただし、当然、利用者保護のためには丁寧な周知・届出をしていただくこと自体は望ましいことだというふうに考えてございますので、ガイドラインではその旨を述べてございます。

それから②、これはユニバーサルサービス以外の電気通信役務一般の休廃止に関するルールでございますが、こちらも諮問事項になってございまして、電気通信役務一般の休廃止においては従来、ガイドラインにおきまして都道府県未満の休廃止について1年以上前の周知・届出不要という運用をしてまいりましたが、今回、ユニバーサルサービスについて法律上の制度として制度化する、これに合わせましてこの電気通信役務一般の休廃止についても、省令において都道府県未満の休廃止を法律上の周知・届出義務の外に置くということを規定として整備し

たいと考えてございます。

それから4ページ目、周知・届出義務の内容に関する制度整備で、こちらも諮問事項でございます。ユニバーサルサービスの休廃止につきましては、電気通信役務一般の周知・届出事項に加えまして、利用者保護をより一層充実させる観点から、新規契約受付の停止の日、それから業務の休廃止をしようとする地域単位区域、これを周知・届出事項に加えることにしたいと考えてございまして、この届出を受けることによって、総務大臣が先ほどの台帳のほうにこの情報を反映していくと、こういうふうにループさせたいというふうに考えてございます。

以上の内容につきまして、最後、注でございます。先ほどの説明の中でも何度か言及いたしました、そのルールの中で事業者に対して求められる、あるいは望ましい対応につきましては、別途ガイドラインで補充する形で整備をしてみたいと考えてございます。

続きまして5ページ目でございます。利用者保護のためのルールの2つ目、料金の低廉性の確保に係る規定の整備でございます。説明の便宜上、恐縮でございます、②のほうから先に御説明いたします。

現在、ユニバーサルサービスにつきまして、このプライスカップ規制の対象としてNTT東西のメタル固定電話、公衆電話というのが指定をされてございます。しかし、これから述べる3点の理由に基づきまして、このプライスカップ規制というのをユニバーサルサービスである固定電話、公衆電話から外したいというふうに考えてございます。

理由です。1点目、NTT東西のメタル固定電話の契約数は1998年をピークに減少傾向にありまして、2035年頃にはメタル回線設備の縮退によりまして契約者数はさらなる減少が見込まれ、利用者利益への影響もさらに低下していくことが見込まれていること。それから2点目。上記サービスの実際の料金は、プライスカップ規制による料金水準の上限を大きく下回る状況が相当期間継続し、当該規制が料金低廉化に実質的に機能しているとは言えない状況にあること。一定の役割を果たしたという認識、評価に立っています。3点目。メタル固定電話等の需要が減少する中で、料金水準の上限設定に用いる生産性向上見込み率の算定が限界にありますため、現行のプライスカップ規制の仕組みでの制度維持は困難になりつつあることを踏まえまして、このプライスカップ規制の対象となる特定電気通信役務の指定に係ります省令については削除することで、この対象の外に置くということにしたいと考えてございます。

その代わりに、ユニバーサルサービスの料金に関する低廉性確保のためのルールということで、新たに導入いたしますのが①ということになります。今回、法改正によりまして、地方により異なる料金の額の設定というのを禁止するというようにしてございます。ユニバーサルサービスでございますので、なるべくリーズナブルな料金で全国の国民の方々に公平に提供す

るという要請が働いておりますので、都市部と地方部とで料金が異なるということが固定化する、こういうことを禁止をしております。それに抵触いたしますと、法律上、契約約款の変更命令をなし得る制度にしてございます。その詳細について、今回規定を整備したいということでございます。

まず、この省令におきまして禁止の例外に当たる特別な事情というのを定めることとしてございます。先ほど申し上げました都市部と地方部での料金格差の固定化を防ぐという制度趣旨を踏まえまして、省令におきましてはこのかぎ括弧の書きぶりをしたいと考えてございます。

「地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金額を定める必要があること」、これが例示です。「その他の地域による異なる料金の額を定めることに合理的な必要性があり、かつ異なる料金の額を定めることが基礎的電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないもの」、こういうものを定性的に特別な事情というふうに制度趣旨からひもとして規定をしたいと考えています。

その上でこのガイドライン、こちらは消費者保護ではなく、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針というところに書きたいと思っておりますけれども、都市部以外の地域の料金が都市部の料金を下回る場合については、つまり、地方のほうが低いという場合については禁止をする趣旨ではないということを明記した上で、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者の具体的ニーズを踏まえまして、地方のほう、都市部以外の地域のほうが高いけれども、例外的に特別な事情と認められるケース、これをなるべく個別具体的に例示をすることで予見可能性の高い仕組みとして電気通信事業者の方々に日々の業務を営んでいただきたいと考えているところでございます。

具体例の記載として、枠囲みの中にございます時間都合上、幾つか紹介するにとどめたいと思いますが、例えば、①過去の経緯から踏まえまして、利用者の電気通信設備と伝送路設備を通じて接続される局舎の性質、回線数の取扱い数に応じて基本料金に差を設けるということをしてきております。電話の世界の話でございますけれども、その回線数の少ない局舎の地域の基本料金を安く設定する、いわゆる級局別料金という仕組みがありますが、これを特別な事情として位置づけていくということを想定しております。

それから、④でございます。複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者さんがいる場合に、そのうちの特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の設定する料金に対抗する場合など、これは主に、例えば、都市部をイメージしていただけたと思います。競争が激しいので、それに対抗するために利用者の獲得または維持を目的とする販売促進上の限定的措置として、特定の地域または期間に限定した割引施策を実施すること、こういう一時的なキャンペーン割引で都市部と地方部とで料金が異なるということ自体はこの禁

止規定に触れない特別の事情に当たるということを具体例として明記する。このようにガイドラインで予見可能性を高めていきたいというふうに考えてございます。

ユニバーサルサービスに関する規定の整備に関する御説明は以上でございます。御審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○森部会長代理 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出ください。いかがでしょう。特に御意見、御質問ございませんでしょうか。

では、林委員、お願いいたします。

○林委員 チャットに書けなかったので、すみません、口頭でいきなり発言いたしました。ありがとうございます。

この諮問内容について特に異存はあるわけではなくて、むしろ賛同しているんですけども、1点、ちょっと確認させていただければと思います。プライスキップ規制に係る規定の見直しのところなんですけれども、これも私は賛成なんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、今回廃止される、見直しされるというのは、音声伝送サービス、音声伝送バスケットのところだと思うんですけども、既に加入者回線のほうは、サブのほうですね、これは2023年に廃止されていると思うんですけども、10月でしたか。そのときにこの音声伝送もまとめて廃止するということができたんじゃないかと思ったんですけども、それを分けて段階的に廃止することになった理由は何かあるんでしょうか。

以上です。

○森部会長代理 御質問ありがとうございました。それでは、事務局からお答えをいただいてもいいでしょうか。

○岸事業政策課調査官 林先生、御質問ありがとうございます。

すみません。今、私のほうで正確に、詳細な経緯を具体的にお答えできる材料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが、別途、事務局を通じて正確に御回答を差し上げたいと思います。

○林委員 承知しました。それで大丈夫です。要は、質問の趣旨は、ここに書かれてある見直しの理由というところはもう既に2023年当時に立法事実として十分上がっていたんじゃないかと。そうすると、もう加入者回線サブバスケットの廃止のときにまとめて廃止してもよかつたんじゃないかというのが質問の趣旨でして、その詳細な経緯は後日改めて御教授いただければと思います。

ありがとうございました。

○森部会長代理 林先生、岸さん、ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようですので、本件につきましては総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は2月21日土曜日から3月23日月曜日までといたします。その後、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森部会長代理 ありがとうございます。御異議ないようですので、その旨、決定することといたします。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（公正競争の確保等に関する規定の整備）【諮問第3209号】

○森部会長代理 それでは次に、諮問第3209号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（公正競争の確保等に関する規定の整備）」について、総務省から御説明をお願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐 総務省事業政策課の小杉でございます。それでは、資料165-3に基づきまして、公正競争確保に関する電気通信事業法施行規則等の改正案について御説明いたします。

概要の資料を使って御説明いたします。まず、概要の1ページ目になりますけれども、今回の改正は先ほどの諮問と同じですけれども、令和7年電気通信事業法及びNTT法の改正、これに基づいた規定の整備と省令の整備を行うものでございます。主な内容としましては、下にありますけれども、2つの切り口の制度改正となっております、1つ目がNTT東日本・西日本の経営の自由度向上に資する規定の整備、規制の緩和でございます。もう1つは、その緩和に伴って公正競争確保のためのセーフガード措置の規定の整備、こちらはどちらかというところ規制の強化になりますけれども、その2つの観点で改正しているものでございます。

2ページ目はその規律見直しの全体像でございます。大変複数の規律を改正することになりますので、本日は諮問対象を中心に御説明したいと思います。

まず前提ですけれども、左側がNTT東日本・西日本、NTTドコモ、これらは電気通信事業法やNTT法の非対称規制による規制を受けている側でございます。右側に伸びている矢印、下に2つありますけれども、禁止行為規制に係る一般規律、これが基本的な規律となっていま

して、NTT東日本・西日本、NTTドコモは特定の事業者に対して不当に優遇することを禁止する。これが禁止行為規制でございます。NTTドコモの場合は少し規制が複雑になっていまして、その優遇する相手方が契約数5万以上の者、ここに並んでいる8者ですけれども、この者に限定されてます。NTT東日本・西日本の場合は全ての電気通信事業者を対象として優遇が禁止されています。これが基本的な禁止行為規制ですけれども、その上に太い矢印がございまして、こちらは上乗せ規制でございます。特定関係事業者という、右側で言うと、現在はNTTドコモとNTTドコモビジネス、旧NTTコミュニケーションズを対象として上乗せ規制をかけております。こちら2点、今回の法改正に係るものがございまして、省令で内容を規定しますので、後ほど、御説明いたします。

もう1つ、特定関係事業者にNTTデータを追加する。こちらも諮問対象となっております。NTTデータに対しても上乗せ規律で優遇を禁止するという規制が今回課されるところでございます。さらに一番上です。こちらはグループ内合併審査というものが新設されております。これはNTTグループが一体的営業をすることに対する懸念などが競争事業者から上がったことを踏まえたものですが、電気通信事業法でグループ内合併審査ができることになりまして、その対象の事業者や事業を今回新たに省令で規定するものとなっております。

続いて、3ページ、4ページはそれに伴って複数の省令、告示、ガイドラインを改正いたしますので、それを一覧にしたものとなっております。

5ページ目からが具体的な改正内容になります。まずは登録の更新制度、グループ内合併審査になります。背景といたしましては、令和7年の電気通信事業法の改正により登録の更新という制度は、NTTグループが、NTT東日本・西日本、NTTドコモがグループ会社と合併を行った場合の審査ができるようになった。この目的は公正競争を確保する観点から先ほど申しました禁止行為規制、特定関係事業者を優遇することを禁止。これは合併すると、法人が1つになり禁止行為規制が適用されなくなりますため、禁止行為規制の潜脱を防止する観点から登録の更新の際に必要な条件を付すことができるとしたものとなっております。

その下ですけれども、これが諮問対象になりますが、電気通信事業法施行規則と告示の制定を行っております。対象が特定電気通信事業という新たな定義としてその対象事業を省令と告示で定義することになりますので、登録の更新制度の合併審査の対象がNTT東日本・西日本とNTTドコモで分けておりまして、NTT東日本・西日本の場合はここに並んでいるNTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTデータが営む電気通信事業の全てとありますが、これは先ほど申したように禁止行為規制が全ての電気通信事業が対象になっているので、全てとしているものでございます。NTTドコモの場合は相手方の法人は同じですけれども、NTTドコモビジネスやNTTデータですが、禁止行為の相手方としての指定、契約数5万以上として

指定されたものに係る電気通信事業、こちらを合併や事業譲渡する場合に合併審査の対象になると。そのように省令と告示を使って規定するものでございます。

あわせて一番下ですけれども、ガイドラインも制定することにしております。グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的な考え方。こちらはグループ内合併審査の対象となる事業者、先ほど申しましたNTTドコモやNTTデータなど、そういった事業者を指定する際に電気通信市場と密接に関連した市場における地位などを勘案して市場検証委員会の意見も聴取した上で指定すると、そのようなガイドラインを制定したいと考えております。今回もこのガイドラインの考え方に基づいているところです。また、前後しましたが、上に市場検証委員会における考え方というのがございまして、この内容は今回、NTTデータグループが去年、NTT持株の完全子会社化されたことを伴って市場検証委員会で検証いただきまして、その結果を踏まえてこの対象事業を決めたものでございます。その考え方に沿って今申し上げたガイドラインも制定しているところでございます。

6 ページ目はそのグループ内合併審査の全体像を参考までにつけているところでございます。

7 ページ目、こちらは諮問対象外なんですけれども、先ほど申しましたNTTドコモの禁止行為の相手方、契約数5万以上というのがあったんですが、その相手方の指定を解除する際の変更に係る条件を変更するとしております。禁止行為の相手方は5万以上であるのが基準なんですけれども、5万未満になった場合でも移動通信市場の影響力を実質的に評価してその懸念がないと認められた場合のみ指定を解除するとしております。ちゃんと市場の実態を把握した上で解除しますということをガイドラインに新たに追記するというものでございます。詳細は省略いたしまして次に参ります。

8 ページ目になります。こちらはNTT東日本・西日本の特定関係事業者の追加指定関係になります。先ほど申しました禁止行為の上乗せ規制です。その追加指定でございまして。こちら背景と現状にございましてけれども、こちらは法改正に伴うものではありませんが、もともとNTT東日本・西日本の特定関係法人、グループ会社のうち、役員兼任等が行われた場合に適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを特定関係事業者として総務大臣が指定し、上乗せ規制が課せられているところでございます。現在はNTTドコモとNTTドコモビジネスのみとなっております。こちら諮問対象ですけれども、先ほど申しましたが、市場検証委員会において昨年よりNTTデータグループの完全子会社化に係る検証を行っていただきまして、それを踏まえてNTT東日本・西日本がNTTデータを優遇した場合の固定通信市場の公正な競争に対する懸念を示されたことを受けて、そのリスクに対する構造的な担保とするために、NTTデータを新たに指定するというものでございます。これに伴いまして役員兼任の禁止、また、後ほど説明しますが、法改正で追加された規律も公平性を担保する規律が課されるとい

うこととなるものでございます。

9 ページ目。こちらは特定関係事業者に関する制度を全体的に俯瞰したものになります。先ほど申したとおり、右側にNTTドコモ、NTTドコモビジネスがありますが、NTTデータが追加されるものでございます。上乘せ規律の内容ですけれども、真ん中に3つありますが、1つが役員兼任と在籍出向の禁止。役員兼任はもともと禁止されていたんですが、在籍出向や従業員の兼職も新たに法改正で禁止とされましたので、総務省令で今回、制定するものでございます。2番は義務コロケーションなどの電気通信事業における取引についての不当な扱いを禁止する。3番、これが法改正で新しく追加されたものですが、その他特定関係事業者との取引を有利な条件で行うこと。これも不当なものとして禁止されまして、新たに一般コロケーションを規定したいというものでございます。こちらはこの次のページから御説明いたします。

10 ページ目になります。先ほど申し上げた役員兼任、在籍出向の禁止が法改正で追加されたんですが、今回諮問対象となっている電気通信事業法施行規則の改正は、具体的な役職を省令で定めることとなっております。こちらは電気事業法を参考にしているんですが、NTT東日本・西日本、規制の基となるNTT東日本・西日本においては非公開情報を入手できる立場にある者。NTT東日本・NTT西日本は他事業者や利用者の情報を接続や卸の業務の関係で入手し得る立場にありますので、そういった情報を入手できる者を在籍出向の禁止の対象にするとしています。特定関係事業者については、グループ会社側においては重要な意思決定に参画できる立場にある者を禁止とする。これは例えば、営業戦略でNTT東日本・西日本で知った情報を目的外利用し得る立場にある者、例えば、営業戦略でこの法人に営業をかけるなどといった決定をできるような立場にある者を兼職禁止の対象にしようというものでございます。

5 ポツは諮問対象外で今回は省略をさせていただきます。

11 ページ目になります。取引条件の同等性の確保の追加でございます。先ほど申しました一般コロケーションの追加になりますが、こちらは法改正によって電気通信事業法第31条第5項第3号で上乘せ規律の対象に適正な競争環境を阻害するおそれがあるものとして省令で定めるものを追加したところでございます。コロケーションというのはこの下にイメージ図がありますが、NTT東日本・西日本の局舎スペース、通信機械室において、他の接続事業者などが設備を受けるようにするものですが、今は義務コロケーション、接続に必要な設備については公平性を確保するルール化がされているものでございます。一般コロケーション、それ以外のコロケーションについてはルール化がされていませんでしたので、その一般コロケーション、局舎内スペースの利用に係る取引について通常の場合に比べて特定関係事業者を有利に取り扱

うこと、これを担保する規律を省令で定めるものとなってございます。これが諮問対象となっております。

7番はまた省略をいたしまして、以上が電気通信事業法の改正内容になってございます。

13ページになります。ここからがNTT法の改正事項になります。NTT法関係は全て諮問対象外になっておりますけれども、市場検証委員会における今後の検証に関連しますので、幾つか御説明いたします。

1つはNTT東日本・西日本の禁止業務でございます。これは、令和7年の改正でNTT東日本・西日本の地域業務規制の撤廃。これは県内通信にとどめるという原則を撤廃して緩和したところですが、それに伴いまして、移動通信とか、インターネット接続のような公正競争に影響のある業務というのは法律上明確に禁止すると。そういうことが法定化されたところでございます。

ただ、その詳細は省令に委任されておまして、真ん中、NTT法施行規則の一部改正になりますけれども、移動通信サービスについては以下を除き提供不可としております。1つは、現在、NTT東日本・西日本が提供しているローカル5Gと公衆無線LAN、これは引き続き提供可とするものでございます。また、別に告示する役務についても提供可能とするとしておりますけれども、現時点では該当なしとしております。一方、インターネット接続サービスはいわゆるISP業務は不可として例外は設けないとしております。これに加えて、放送の業務についても提供不可と省令で定めることにしております。

次、14ページ目、活用業務になります。こちらはNTT東日本・西日本の本来業務ではない業務を活用業務として実施できるとする規制を緩和したものですけれども、個別業務ごとの事前届出制から実施基準に従って営むことができるようにしたものでございます。実施基準と報告事項については、もともと規制緩和する前から現行ガイドラインで細かく制定されておりましたので、その考え方を現行ガイドラインと同等の措置を含む実施基準の記載事項として総務省令に定めるものでございます。その中には公正競争確保のために講じる措置としてネットワークのオープン化やネットワーク情報の開示など、省令とガイドラインを使って記載しているところでございます。

10番に目的達成業務の規定がありますけれども、こちら時間も関係で省略いたします。

次、16ページ目になります。NTT持株とNTT東日本・西日本に関するその他の規律関係になっております。11番は、これは規制緩和ですが、NTT東西の合併等認可の緩和の範囲でございます。現行法はNTT東日本・西日本の合併・分割は例外なく総務大臣の認可が必要とされていたんですけれども、今回の法改正で機動的な事業拡大等を図る観点から、一定規模以下の電気通信事業を営まない法人の合併等については認可不要とする緩和を行った

ところでございます。今回のNTT法施行規則の改正では、その一定規模の基準を定めることとしておりまして、(1)、(2)、(3)とありますけれども、資本金3億円以下かつ売上高30億円以下のような、または(3)ではさらに従業員300人以下の要件もあれば、もう少し規模が大きくてもよいとしています。17ページ目になります。重要設備譲渡認可の対象。これは規制強化になりますけれども、NTT法第13条ではNTT東日本・西日本の線路敷設基盤の重要性が高まっていることを踏まえ、これまで認可対象外であったこれら線路敷設基盤とする、局舎、電柱、管路・とう道、これの譲渡等について総務大臣の認可対象としたものでございます。具体的な設備が省令に委任されておりまして、NTT法施行規則の改正では線路敷設基盤というのは局舎、電柱、鉄塔、管路・とう道、また、それを用いる土地と定義しています。また、処分の細かいところも省令に委任されておりまして、廃棄ですとか、IRUの設定は処分に該当するとしているものでございます。一方で、廃棄についてはそもそも電気通信事業のために使用する予定がないものや代替となる設備が確保されている場合、これらについては認可対象外として省令で規定しているところでございます。

以下、次、ちょっと11ページを省略いたしまして、18ページにその全体のイメージがあるところでございます。

長くなりましたが、公正競争に関する総務省令告示の整備については以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森部会長代理 御説明ありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出ください。よろしくお願いいたします。

武田先生から御質問をいただきました。これ、私のほうで読みましょうか。それとも武田先生から御発声をいただければと思いますが、いかがでしょう。

○武田委員 では、読み上げさせていただきます。

慶應義塾大学の武田です。NTT東西の重要設備等の譲渡等認可に関わる制度整備について質問があります。

今回、廃棄とIRUによる使用権の設定を新たに認可対象とするとありますけれども、その理由について御説明いただければ幸いです。環境上の理由とか、安全保障上の理由とか、何かあるのでしょうか。また、これまで実際に廃棄と使用権の設定に関して何か問題があったのであれば、御教授いただければ幸いです。

以上になります。

○森部会長代理 ありがとうございます。それでは、事務局のほうで御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐　　ありがとうございます。小杉でございます。

この廃棄とIRUの使用権設定を認可対象とした理由ですけれども、これは2つの理由がありまして、NTT東日本・西日本は日本全国の線路敷設基盤、こういった電気通信設備を持って我が国の通信を支える電気通信事業者ですので、その提供する電話サービスなどが安定的に継続的に提供されるということが重要ですので、それを担保するために必要だと感じ、規制したものでございます。もともと電気通信設備、光ファイバとか、交換機などそういったものの譲渡は認可対象だったんですけれども、線路敷設基盤も重要ではないかと。特に他事業者が利用する場合もありますので、他の競争事業者が利用する場合もこういったものがなくなってしまうと、通信サービスが提供されなくなり、競争も有効にならなくなるという観点がありましたので、認可対象にしたというのが理由でございます。

また、この例に書いていただいたような安全保障上の理由も視野には入れておりまして、譲渡された後にどのような者に譲渡されるか、そういうのも踏まえて認可いたしますので、今回規制が追加されたというものでございます。

環境上の理由というのは議論に出てきたことはございません。

以上でございます。

○森部会長代理　　御説明ありがとうございました。武田先生、いかがでしょうか。

○武田委員　　ありがとうございました。

○森部会長代理　　ありがとうございました。それでは、相田委員から御質問いただいております。よろしくをお願いします。

○相田委員　　相田でございます。今の質問に関連してこの代替となる設備、施設が確保されているということ、確保されているという概念についてお伺いしたいのですけれども、これは必ずしもNTTが別途用意しなきゃいけないということでもないということなんでしょうか。より具体的に申しますと、電柱の場合には近隣に電力会社の電信柱が建っていて、そっちを使うことができるだろうとかいうようなことが実際には多いのですけれども、ここで言っている施設が確保されているというのには、恐らくそういうものは含めないんだろうなと思うんですが、どういう範囲を確保されているとみなすかというようなことについて教えていただければと思うのですけれども、よろしくお願いたします。

○森部会長代理　　相田先生、ありがとうございました。それでは、御説明お願いたします。

○小杉事業政策課課長補佐　　ありがとうございます。もともとこちら、まさに電柱を想定しておりまして、電柱の処分というのは年間かなり多くの数がございますので、例えば、支障移転をしてほかに電柱がありますなどそういった場合は認可不要にしようというふうを考えておりました。つまり、電柱の支障移転でほかにもう使えるものがある。例えば、NTT東日本・西

日本以外の電気通信事業者が共架をされていて、それについても代替できるものが確保されていれば、認可不要と考えております。一方で局舎についてそういった例があるかというのはちょっと例とかを承知していないので、今のところ、電柱のようなことを想定していたところでございます。

○相田委員　そうすると、やっぱり実際にはNTTが代わりのものを持っている場合ということでもよろしいわけですね。

○小杉事業政策課課長補佐　電力会社のものが使える場合で、NTTの通信サービスが全く問題ないのであれば、認可の必要性はあまりないんじゃないかなと思っておりますけれども、条文上はこのような表現になっているところでございます。

○相田委員　そうすると、最終的にはその場、個々のケースに応じて判断というようなこともあり得るということでしょうか。

○小杉事業政策課課長補佐　そうです。認可が必要となり、電柱の支障移転ができなくなってしまうということを避けたいという思いで省令を作っているところですので、あまり認可が多発しないように運用していきたいと考えているところでございます。

○相田委員　ありがとうございました。

○森部会長代理　相田先生、小杉さん、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして林委員からお願いいたします。

○林委員　ありがとうございます。2点ありまして、順番が前後するんですが、1点目は13ページの諮問対象外のところですが、関連して確認したいのですけれども、禁止行為規律の話です。これで、今回の制度ではモバイルとISPがNTT東西の禁止業務として規定されていると。その、いわゆる実施可能な業務というのはここに①、②に書かれているように、言わばホワイトリスト形式で限定列挙されていると、こういうことでございます。

この枠組みの下でお聞きしたいんですけれども、これ、例えばモバイルとISPが一体となった、ある種のソリューションサービス、最近いろいろありますね。そういうものの提供というのは、仮に公正競争上問題がないものであっても、これはもう活用業務としては認められないということなのか。すなわち、その禁止業務の潜脱行為につながりかねないということで認められないのか、その辺り、まず確認させていただければと思うんですけれども。

○森部会長代理　では、ここで一旦御説明をお願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐　ありがとうございます。

現在、例えば、MVNOとしてSIMカード内蔵のIoTの機器などをNTT東日本・西日本が役務提供する形でソリューションに組み込む場合、それは移動通信役務の提供に該当しますので、この改正後であっても、今でもそうですけれども、それは提供できないと考えており

ます。

以上でございます。

○林委員 なるほど。それは一種、外形的にはMVNOと区別がつかないということもあるので、そこは禁止しておかないと、禁止業務の潜脱行為につながりかねないというところは分かるのですが、他方、ここは実質的にいろいろ検証する必要があるとも思っています。外形的にMVNOかどうかとか、業務の禁止に該当するかどうか、すなわち、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるかどうかということについて、これは市場検証委員会がありますので、そこでの議論、モバイルとかISPを活用したソリューションサービスが今後どんどん増えてきて、これは公正競争上許容できない、これは公正競争上問題ないので認めてもいいんじゃないかという、ある種の線引きというか、具体的な区分けを検証委員会でしっかり議論して判断していくということが必要ではないかと、私は思います。特に、②として別に告示する役務というのが、公正競争の確保に支障が生じるおそれがないと認められるものということなので、ここはまさに実質的な判断を市場検証委員会で議論した上で、それを告示として上げていく、この部分はかなり市場検証委員会との合同作業が必要になってくると私は理解しているのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○小杉事業政策課課長補佐 ありがとうございます。全くおっしゃるとおりで結構かと思えます。もともと移動通信役務を禁止しているのは、やはり競争が大変進展している部分、いわゆる一般ユーザー向けの携帯電話とかSIMカードとか、そういうものを想定していたところでございますけれども、最近ソリューションに組み込まれるSIMカードなど、たくさんありますので、本当に全て公正競争上影響があるかというのは、正直我々も最新の市場の状況とか把握しきれないところもありますので、まさに市場検証委員会でそういうことを検証いただいて、公正競争上影響がないというものがあれば、今回作った別に告示するものとして手当てするというのはあってもいいと思っているところでございます。

○林委員 ありがとうございます。今の点はよく分かりました。

それから実はもう1点ありまして、これは諮問事項だったかと思うんですけれども、グループ内合併の審査に係るところで、6ページだと、合併等する場合に登録の更新が必要だということで今回制度が出来上がっているわけですが、これ、以前の委員会で私もずっと持論のように申し上げているんですけれども、合併とか吸収分割とか、事業譲渡といった事業再編について、株式保有による支配、これは今回は登録更新の対象外になっているわけですが、経営の実態からすると、株式保有によって実質的な支配関係が生じるということは、合併とか事業譲受けと本質的に異なるものではないので、今回についてはもちろん異論があるわけではないのですが、事業再編の手法は非常に多様化しているので、株式保有をどう評価す

るかも実質的に判断していくことが今後必要になってくる、そこは今後の検討課題だとこの資料を拝見して思いました。これは質問というより感想というか、コメントでございます。

○森部会長代理 ありがとうございます。林先生、小杉さん、ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問、よろしいでしょうか。大丈夫そうですね。

それでは、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は2月21日土曜日から3月23日月曜日までといたします。その後、市場検証委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめるということとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森部会長代理 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）【諮問第3210号】

○森部会長代理 次に、諮問第3210号「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）」について、総務省から御説明をお願いいたします。

○仲田事業政策課総括補佐 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）について御説明をいたします。

画面を共有いたしますので、少々お待ちください。それでは、概要資料に沿って御説明をさせていただきます。

鉄塔等提供業務の認定制度の創設に伴う規定の整備についてでございます。昨年度、電気通信事業法を改正いたしまして、認定を受けた鉄塔等提供事業、こちら、鉄塔等の貸出しを行うインフラシェアリング事業になりますけれども、こちらに対して適正・公平な利用条件を確保した上で公益事業特権を付与する新たな制度の創設を行いました。施行は本年5月末を予定しております。こちらの規定の整備のため、電気通信事業法施行規則等の一部改正を行うものでございます。

改正の内容、主な内容、大きく5つの項目となっております。1点目、認定の対象となる鉄塔等の範囲、2点目、鉄塔等提供事業に対する認定の申請等に係る規定の整備、3点目、鉄塔等提供事業の開始義務、休廃止に係る規定の整備、4点目、土地の使用に係る協議、あっせん・仲裁、裁定に係る規定の整備、5点目、事故報告義務に係る規定の整備となっております。

まず、公益事業特権の制度について御紹介させていただきます。電気通信事業法では、認定電気通信事業者が線路、こちら、鉄塔・電柱、ケーブル、アンテナ等になりますけれども、これらを設置する際に土地等の使用に関する特権、公益事業特権を付与しております。この付与によりまして、土地所有者との簡易な手続による調整や、土地所有者との協議が不調の場合に総務大臣の裁定申請を行うことなどが可能となるものでございます。また、事業法以外のほかの法令の規定による公益事業特権も利用可能となりまして、例えば、線路等に係る工事の実施のための道路への駐車、行政財産である土地への地上権の設定等も可能となります。この公益事業特権は現在、電気通信事業者に付与されておりますけれども、今般の制度整備により、認定を受けた鉄塔等提供事業者にも付与されることになるというものでございます。

続きまして、認定制度の全体概要でございます。こちらの制度でございますけれども、このフロー図を御覧いただきますと、申請者となりますのが鉄塔等提供事業者となります。こちらの鉄塔等提供事業者につきましては資料の中ほどにもございますけれども、事業の開始義務、それから役務提供義務といったものがかかっております。こちら、何かと言いますと、彼らが行う業務というのが鉄塔等を、フロー図の下にございますけれども、鉄塔等を回線設置電気通信事業者に貸し出す業務への認定となっておりますので、この業務を開始すること、役務の提供、回線設置電気通信事業者に役務を提供すること、すなわち、鉄塔を貸し出すことを義務づけているものでございます。

この制度の中で今回、省令で規定する内容でございますけれども、1点目は上の四角にもございますが、認定の対象となる鉄塔等の工作物の内容、それから2点目が認定申請を行う際の申請の内容、審査基準の内容だつたりを規定いたします。それから3点目、認定を受けた後に発生する諸手続等について今回制度を整備していくものでございます。

それでは、各事項について御説明いたします。

1点目、認定の対象となる鉄塔等の範囲でございます。この内容でございますけれども、電気通信事業者自ら設置する場合に公益事業特権が認められている線路のうち、アンテナ・ケーブル以外の工作物を対象とすることと予定しておりまして、具体的にはこちらの絵にもございますとおり、鉄塔や電柱、管路・とう道、マンホールといったものを対象の工作物として規定する予定でございます。

2点目、鉄塔等提供事業に対する認定の申請等に係る規定の整備でございます。こちら、認定電気通信事業者が認定を取得する際の申請事項等を参照しておりまして、基本的に認定電気通信事業者と同等の規律をかけるということを予定しております。具体的に規定する内容でございますが、申請書等に記載する事項、それから提出する書類、特に重要となっておりますのが業務規定となっております。こちら、鉄塔等提供事業者を実施体制、それから事業の実施

方法として業務方針だったり、それから災害の考慮、情報セキュリティ対策、防犯対策、また、安定的な役務の提供確保のための取組、事故・災害時の措置・周知等や再発防止に関する事、また、料金その他の提供条件に関する事など、この詳細な業務規程を出していただきまして、審査時、それから認定を受けた後も総務省として遵守を促していくという立てつけになっております。このほか、省令で規定する内容といたしましては、軽微変更に該当するものの規定、それから変更認定、承継の認可申請等に係る規定を整備することになっております。

続きまして3点目でございます。3点目、鉄塔等提供事業の開始義務、それから休廃止に係る規定の整備になります。先ほど御説明しましたとおり、この事業者に対して認定に係る鉄塔等提供事業の開始を義務づけておりますところ、今回、省令では届出や期間の延長に係る規定を整備するところでございます。また、事業の休止・廃止についてそれぞれ休廃止の30日前までに届け出ること、こちらを規定するものでございます。今回、諮問事項としてお諮りする事項といたしましては、廃止の届出規定、30日前まで、こちらが諮問事項となっております。こちらの日数でございますけれども、電気通信業務の休廃止のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものと同様の日数を確保する観点で30日までと規定するものでございます。

その他というところで、まず、4番、土地の使用に係る協議、あっせん・仲裁、それから裁定に係る規定の整備についてでございます。今回、土地等の使用権をはじめとする公益事業特権が認定鉄塔等提供事業者に付与されることになりまして、土地の使用に係る協議が整わない場合に裁定の申請も可能としております。回線設置電気通信事業者と認定鉄塔等提供事業者の間の協議不調の場合におきまして、総務大臣に対する協議再開の申立、また、総務大臣の裁定の申請というものも可能にしているところでございます。さらに、電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁の申請も可能としております。こういった制度となっておりますところ、これらの手続に必要な所要の規定を整備いたします。

最後となりますが、5番、事故報告義務に係る規定の整備でございます。認定鉄塔等提供事業者には事故が生じた場合の総務大臣への報告義務を設けております。その内容について省令で規定することになっておりますところ、認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等の損壊その他事由に起因して電気通信事故のうち重大な事故を生じさせた場合は、重大事故として総務大臣への報告対象とすることを規定するものでございます。

以上、駆け足となりましたが、諮問事項第3210号の御説明となります。御審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○森部会長代理　御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

それでは、相田委員、お願いいたします。

○相田委員 相田でございます。6 ページ目の休止・廃止に関して、これは休止・廃止のときに総務省に届出はこれで、これの30 日前までにしなきゃいけないということですが、電気通信事業者の場合ですと、エンドユーザーの保護のためにエンドユーザーに対する周知・告知をもっと前にしなきゃいけないというのがあったと思うんですが、これは実際にその貸し出している事業者に対してこれだけ前に告知しなきゃいけないというようなことは特に整備する必要はないのでしょうかというのが質問です。

○森部会長代理 御説明お願いいたします。

○仲田事業政策課総括補佐 相田先生、御質問ありがとうございます。

今回、回線設置電気通信事業者に対する例えば、1 年前の通告義務というところは義務づけではおりません。この背景といたしましては、商慣行として現在も鉄塔等提供事業者が電気通信事業者に貸し出す場合には、契約書上、かなり長期間、長い期間、一方的に契約を廃棄する場合には事前の時間の余裕をもって契約解除するというようなところが商慣行として行われているというふうに聞いておりまして、今回は総務省に対する事前届出日数、30 日前までのみを規定したところでございます。ただ、おっしゃったとおり、なかなか現在の商慣行ではうまくいかないというようなことがございましたら、今後、規定の追加の整備ということも検討していきたいと思っております。

○相田委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○仲田事業政策課総括補佐 ありがとうございます。

○森部会長代理 相田先生、仲田さん、ありがとうございます。

それではほかに御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

特に御意見、御質問、ないようですので、それでは、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は2月21日土曜日から3月23日月曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森部会長代理 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

エ NTT東日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(土地料金・建物料金等の令和8年度料金の改定及び過年度料金の再算定)について【諮問第3211号】

○森部会長代理 最後に、諮問第3211号「NTT東日本株式会社の第一種指定電気通信設

備に関する接続約款の変更の認可（土地料金・建物料金等の令和8年度料金の改定及び過年度料金の再算定）について」、総務省から御説明をお願いいたします。

○小川料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の小川でございます。

それでは、試問第3211号「NTT東日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（土地料金・建物料金等の令和8年度料金の改定及び過年度料金の再算定）」ということで、資料165-5に基づいて御説明させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、試問書をお付けしております。こちらに記載ございませとおり、今般、NTT東日本株式会社から電気通信事業法第33条第2項の規定に基づきまして接続約款の変更の認可申請がございました。こちらにつきまして審査いたしまして、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められましたため、同条第2項の規定により、認可することといたしたいと思っております。この件についてお諮りをさせていただきます。

おめくりいただきまして、概要資料の方でございます。NTT東日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する御説明、今回は土地料金・建物料金等の令和8年度料金の改定及び過年度料金の再算定ということでございます。

おめくりいただきまして、今回の申請の大体の流れ、概要のところでございますけれども、3番の主旨のところでございますが、今般、NTT東日本株式会社から土地に係る料金額、それから通信や建物に係る料金額などについて、まだ改定がなされておりました令和8年度の料金の改定を行いますとともに、過年度の料金算定の誤りが明らかになりましたことから、再算定を行いまして遡及して是正を行うことを規定するため、接続約款の変更の行うことについて申請があったということでございます。

こちら、実施予定期日、令和8年4月1日より適用したいと考えてございます。

おめくりいただきまして、こちらの右肩番号2ページ目です。接続約款の変更認可申請の全体像ということでございます。こちら、前回、1月の電気通信事業部会に、NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社の令和8年度の接続約款の変更認可申請についてお諮りをさせていただいたところでございますけれども、その中で一部申請がなされておりましたNTT東日本の土地料金・建物料金及び中間配線架につきまして令和8年度の料金を改定するということと合わせまして、前回の電気通信事業部会でも御説明いたしましたけれども、平成29年度から令和7年度の接続料改定におきまして土地料金・建物料金について算定誤りが発覚いたしましたことから、今般、過年度分の料金差分に係る精算を行うことを目的といたしまして、附則の中に正しい料額を適用年度の4月1日に遡って適用する規定を置くことについて申請がございました。

おめくりいただきまして、右肩番号3ページ目のところです。まず、令和8年度の土地料

金・建物料金のところですが、リード文にございますとおり、土地料金につきましては地価の上昇に伴います固定資産税及び都市計画税の上昇の影響を受けまして単金として対前年度比で上昇傾向にあるということでございます。建物料金につきましては、過年度に行われました建物補修などによりまして建物の資産額自体は増加しておりますけれども、この中で設備管理運営費相当額に関係してまいります電気料金の単価の変化が過年度にございました。これによりまして、調整後の単金が減額されるということでございます。この調整額の考え方、一番、この資料の右下のところに書いておりますけれども、令和6年度における原価、それから令和6年度における接続料収入、それから令和6年度に算入した調整額、この兼ね合いで令和8年度の適用料金における調整額が決まるということですが、この中で令和6年度の接続料収入、これが令和4年度の実績費用を基に算定されるものですが、令和4年度におきましてはロシアによるウクライナ侵攻などによりまして、燃料確保が高騰したということに伴いまして、電気料金の単価がほかの年度に比べますと、非常に高い水準にあったということがございます。その後、この電気料金単価が比較的落ち着いてきたということがございますので、この令和6年度における接続料収入が高い数字が出てきたということで、令和8年度におきましてはマイナスの調整額が働いたということがございます。この影響を受けたものが建物料金に反映されてきているという状況でございます。

おめくりいただきまして4ページ目、こちらは土地料金等の算定の誤りの対応ということで1月の電気通信事業部会にもお示しした資料でございます。5ページ目にお進みいただきまして、NTT東日本における過年度の接続料改定における土地・建物料金の算定の誤りというものでございます。リード文にもございますとおり、大変遺憾でございますが、平成29年度から令和7年度の接続料改定におきまして、これが誤った料額が申請されたということがございます。今般、過年度分の料金差分に係る精算を行うため、附則に正しい料額を適用年度の4月1日に遡って適用する規定を置く旨の申請がございました。誤りの内容のところに書いてございますのは、こちら、NTT東日本の業務区域内では2,000以上のビルがあるということで、全てのビルの単金をお示しすることが難しいものですから、こちらにつきましては全ての申請ビルの申請料金を平均化した料金額を記載しております。年度によって誤った料額と正しい料額とを比較いたしますと、正しい料額のほうが高くなったりですとか、あるいは正しい料額のほうが値下がりしたりするということがございますけれども、これを年度毎、ビル毎に使用している事業者毎に精算いたしまして、令和8年度、準備でき次第、速やかに各事業者への精算業務を行っていきたいということで御説明がございました。

誤りの原因のところにもございますけれども、本来であれば、算定に用いるべきデータファイルを誤って参照していたりですとか、あるいはそのデータファイルを作成する際に誤った値

を投入していたということですので、この点につきまして、NTT東日本からチェック体制の強化、それから一部ツール化などを行いまして、算定誤りを未然に防ぐという措置を行ってまいりたいという再発防止策についても併せて説明を受けてまいりました。

おめくりいただきまして6ページ目のところ、中間配線架でございます。こちらにつきましては令和3年度の省令改正によりまして、一種指定設備との接続を円滑に行うために必要なものとして接続料に準じた負担及び条件の設定を求められることとなったものでございます。こちらにつきましては、このリード文の5ポツ目のところに書いてございますけれども、先ほど申し上げました土地・建物料金の過年度分の算定誤りの影響を受ける可能性がございましたけれども、結果的にこの過年度の中間配線架に係る適用料金は変動しないことが分かりましたので、今般、あわせて令和8年度の料金額について申請があったものでございます。こちらにつきましては前算定期間と比較いたしまして乖離額の規模の縮小などにより、金額としてはこのページの最下部に書いてございますとおり、前算定期間と比べるとかなり低い数字に抑えられてくるというのが状況でございます。この辺りが今回の申請の概要でございまして、一番下の通し番号の16ページ目に審査結果を載せておりますけれども、今回、変更ございます事項につきまして審査いたしました結果、いずれも認可することが適当と認められましたので、このたびお諮りをさせていただいております。

なお、通常、このNTT東西の接続約款の変更認可申請におきましては、パブリックコメントを2回行わせていただきまして、その上で改めて接続委員会と電気通信事業部会で御審議をいただくということでございますけれども、こちら、令和8年度から適用される土地料金・建物料金、それから過年度分の修正ということでございますので、年度当初から正しい料額が適用されて、また遡及精算の業務が円滑に行われることが望ましいと考えられますので、このたび、手続は短縮させていただきまして、パブリックコメントは1回とさせていただきまして、また、その期間も3週間に短縮の上でこの意見募集を行いまして、その結果を取りまとめた上で改めて電気通信事業部会にも御審議をいただきたいというふうに考えてございます。

御説明、以上でございます。御審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○森部会長代理 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がありましたら、チャット機能でお申し出ください。よろしく申し上げます。

私のほうから感想めいたことではありますけれども、ちょっと今回、算定誤りということがありました。なかなか、これは性質上、外側から検証するとか、確認するとか、そういうふうに行かないものだと思いますので、その点も加味してNTT東日本におかれましては御説明のありましたような再発防止にお努めいただければと思います。

特に御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、本件につきましては当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。なお、今回、認可申請を受けた接続約款の改定については、令和8年度当初から適用されることが接続事業者にとって望ましいことから意見募集は1回とし、2月21日土曜日から3月13日金曜日までの3週間実施することといたしたいと思います。

また、提出された意見を踏まえまして接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

特に御異議がなければ、そのようにさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

○森部会長代理 以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。チャットのほうにお願いいたします。大丈夫ですか。

事務局から何かございましたらお願いします。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 事務局からです。

次回の電気通信事業部会は、令和8年3月26日木曜日、14時からオンラインで開催いたしますので、皆様方、よろしくお願いたします。

事務局からは以上になります。

○森部会長代理 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。長時間にわたりまして活発な御審議をいただきましてありがとうございました。

閉 会